

令和3年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和3年3月12日（第4日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	千布一夫
企画財政課長	小池武敏	総合戦略課長	木須英喜
税務課長	久原浩文	住民課長	川崎直
保健福祉課長	坂本博樹	長寿社会課長	武富健
生活環境課長	片渕徹	農業振興課長	木下信博
商工観光課長	吉村大樹	農村整備課長	笠原政浩
建設課長	喜多忠則	会計管理者	溝口真由美
学校教育課長	出雲誠	生涯学習課長	中村政文
農業委員会事務局長	久原雅紀		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
課長補佐	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

13番	内野さよ子	14番	西山清則
-----	-------	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第5号 白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第6号 白石町土地改良事業助成財源積立金条例及び県営土地改良事業借入金償還金補助に関する条例を廃止する条例について
- 日程第4 議案第7号 白石町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第8号 白石町楽習館条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第9号 白石町図書館運営協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第10号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第8 議案第11号 町道路線の認定について
- 日程第9 議案第12号 町道路線の廃止について
- 日程第10 議案第13号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第11 議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第12 議案第15号 農業委員会委員の任命について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、内野さよ子議員、西山清則議員の両名を指名します。

ただいま学校教育課長から3月11日の会議における発言について、会議規則第62条の規定に準じ、お手元に配付しました発言取消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、学校教育課長からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、議案第5号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

○吉岡正博議員

新旧表のほうでお尋ねいたしますが、第13条でございます。

休暇を与えることができるという表現になっておりまして、これは法制執務上は義務づけではなくて町のほうに裁量権を残す表現になっておりますけれども、これは休暇に対して町としては積極的に休暇を付与することになるのか、それとも職員が希望すればという意味合いでございましょうか。

もう一点です。

原則として連続するというのが夏季休暇の要素の一つでございますけれども、この原則の例外、連続しないというのはどういった場合ということになっているのでしょうか。

以上2点、お尋ねいたします。

○千布一夫総務課長

2点御質問をいただきました。

まず、1点目の町として積極的に与えるのか、それとも職員が希望すればということのどちらなのかという御質問でございましたが、夏季休暇につきましては、条例に規定しておりますとおり夏期における心身の健康の維持及び増進または家庭生活の充実を図ることを目的としておりますので、存分に心身のリフレッシュをしてもらうように、これまでも同様ではございますが、職員には積極的に取得をしていただきたいというふうに考えております。

それから、2点目の原則の例外はということで御質問でございますが、この休暇の趣旨、目的からしますと全ての職員が連続して5日間取得することが望ましいかと思いますが、ただ職員それぞれその時々の業務の都合等で連続して5日間休暇を取得することができないこともあるかと思えます。そういった5日間連続して休暇を取得することができない事情があると認められる場合には分割して取得することも認めることとしております。

以上でございます。

○吉岡正博議員

今の関連でございますけれども、連続する5日ということは土日を含めると実質上1週間の休暇を取るよという形になってまいります。この議員説明会の際にも友田議員のほうから質問がございましたけれども、なかなか本人任せでは1週間の休みを取るとするのは難しいところがあると思えますので、先ほど積極的にというお言葉がありましたけれども、職場として取得推進の取り組みをどのように具体的にされるのかお尋ねいたします。

○千布一夫総務課長

取得推進の取り組みについてということで御質問でございますが、今のところ具体的な取り組みということについては考えておりませんが、これは従来から行っていることではございますが、夏季休暇の取得に当たりましては事前に休暇計画表を作成しております。業務に支障が生じないように計画的に業務を進めながら、積極的に休暇を取得するようにこれからもしっかり職員に伝えていきたいというふうに考えております。

それから、またそれぞれの課内、係内の職員でそれぞれの業務を皆さんでカバーできるような体制づくり、それから気兼ねなく休暇を取得できるような職場環境といいますか、そういった環境づくりにも努めていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○西山清則議員

この「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」でありますけれども、この改正についてはいいことでもあります。近年温暖化によって暑い日が早くから始まり遅くまでなるということで、延びた経緯についてはいいことだと思いますけれども、子育て支援を図るためということで、ならば前も言いましたように、春休みとか冬休み、そういったところがないのがおかしいなということでお聞きしたいんですけれども、子育て支援を図るための強調するならば、子どもたちにとって春休み、夏休み、冬休みありますので、その辺の休暇は考えないのかお聞きしたいと思います。

○千布一夫総務課長

西山議員のほうから、春とかほかの季節のときにもこういった同様な休暇を設けないのかという御質問でございますが、今のところはそういったところまでは考えておりません。あくまでも夏季に限っての休暇ということで考えております。

ある特定の期間に限ってだけではなくて、年間を通して職員には年次有給休暇という休暇も与えられております。そういった年次休暇を活用してこういった心身のリフレッシュのために休暇を取っていただくとか、ライフ・ワーク・バランスを推進していただくために、この年次休暇のほうも有効に活用していただきたいというふうに今のところは考えております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○重富邦夫議員

すみません、新旧対照表の中の括弧5番のところですけども、中学校就学の始期に達するまでの子とありますけれども、子というところの捉え方の範囲といたしますか、孫とか、要は養育する親とかが遠くのところに出られていなかったとか、おじいちゃんおばあちゃんが育てられてるとか、また別のところに住まわれているけれども事情があってというような、子の捉え方とか養育の範囲といたしますか、どこら辺まで、ここで見てもよく分からないので、そのあたりの説明をお願いいたします。

○千布一夫総務課長

この子どもとはどういうことかという御質問ですが、あくまでも子どもは職員の直接の子どもさんであります。

以上でございます。

○重富邦夫議員

では、職員の方も、特にここにおられる方とかは年齢が60近く、そうしたらお孫さんがいらっしゃるというのは当然のごとくあるわけですよ。その中で、必ずしもその子が養育に、仕事の関係上できないとかそういう環境もあろうかとは思いますが。そういった場合適用できるのかとか、そこのところが不思議に思ったもんですから。おじいちゃんおばあちゃんすみませんけどちょっとお願いしますというふうな状況もあろうかと思うんですけども、そこの捉え方、幅といたしますか、ここをどこまでこの条例の中で定めるのかというところがお聞きしたい内容だったんですけども、あくまでも子ども、お孫さんとかは対象にならないというふうに捉えなければならないもんなんですかね。

○千布一夫総務課長

今回の改正は職員の子どもの看護のための休暇でありますので、あくまでも職員の子どもの対象でございます。今、議員がお尋ねになってる分は、例えば仮に職員のお孫さんが病気とかになられた場合の看護のときは対象にならないのかといった御質問でございますが、これは別途特別休暇で短期介護休暇とありますが、職員の配偶者、父母、配偶者の父母、同居してる祖父母、兄妹姉妹、孫等の介護、その他の世話をを行うために与えられる休暇というのがございます。そちらのほうで取得をしてもらうということになります。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

今回は夏季休暇の延長のところに、5日になったということで、説明会のときにもお伺いしたんですけども改めてお伺いします。

今回、3日から5日に変更になったということで、職員の方からするとすごくライフ・ワーク・バランスのところを考えると前に進んだのかなというふうにあります。また一方、実際本町は残業の数を減らしていくと、時間数を減らしていくところに対しては今一丸となって取り組んでいるところでもあります。今回5日間に延ばすことによって、逆に残業代が増えるということであってはならないというふうに考えております。そのあたりについて、今後5日間に延びたことによる影響というのをしっかりとデータとして分析していく必要があるかなというふうに思っております。休みを増やすことによって、逆に出勤されてる方の仕事量を増やしてしまう、残業時間が増えてしまうということがないようにしっかり取り組んでいく必要があるかなというふうに思っておりますが、そのあたりについて改めて御意見を伺えればというふうに思っております。

○千布一夫総務課長

先日の議員説明会の折にも同様の御質問をいただきまして、同じような答弁になるかと思いますが、やはりこの休暇を取ったがために時間外が増えるということでしたら元も子もありませんので、そこら辺はしっかり勤務の状況あたりを確認しなければならないというふうに考えております。仮に時間が増えた場合、いろんな要因があつて増えてる可能性もございますので、そこら辺はしっかり統計をとって確認をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

新旧対照表で、今回小学校の就学前から中学校の就学前になったわけですが、先ほど看護休暇についてはこの5項のところ、介護休暇というのは6項のところにありますが、介護休暇というのは全体的な家族の介護休暇であると思っておりますが、この場合、今回の場合とどちらを優先するかということにもなるかと思いますが、この場合はどういうふうにしてあるのかということと、それから対象者が今回から増えますが、どの程度増えるのかということをお願いします。

○千布一夫総務課長

まず最初に、先ほどの答弁で1点訂正をさせていただきます。

孫が病気になった場合はどうするのかといった場合に、先ほどの答弁で短期介護休暇というのがありますので、そちらのほうで取っていただくようになりますという答弁をしておりましたが、これは誤りでございまして、この短期介護休暇というのはあくまでも要介護が必要なお孫さんが対象でありますので、そちらのほうは通常の子もさんであればこの短期介護休暇の対象にはなりません。ですから、お孫さんが病気になられた場合は通常の子もさんの年次有給休暇を取っていただくということになります。

それから、先ほど内野議員さんから御質問で、子の看護休暇を取るのかそれとも短

期介護休暇を取るのかどちらで取るようになるんですかという御質問でございましたが、あくまでも子どもさんの場合でしたら子の看護休暇しか制度がありませんので、そちらのほうを取っていただくということになります。

もう一点、内野議員さんからの御質問で、看護休暇を取った場合どれくらい対象者が増えるのかということですが、令和3年2月末現在で小学生を持っておられる職員が37名おられますので、一応対象となる職員が37名、この中から何人職員が取得するのかということになります。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、議案第6号「白石町土地改良事業助成財源積立金条例及び県営土地改良事業借入金償還金補助に関する条例を廃止する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号「白石町土地改良事業助成財源積立金条例及び県営土地改良事業借入金償還金補助に関する条例を廃止する条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第7号「白石町営住宅条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号「白石町営住宅条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第5

○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第8号「白石町楽習館条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

今回楽習館の図書室が廃止になるということですが、総合センターのロビーに幾冊かの本を置かれるということですが、どの程度の規模でされようとしているのか、その点だけお願いします。

○中村政文生涯学習課長

総合センターのロビーのほうにどのぐらいの冊数を置かれるかということの御質問だと思います。一つはゆうあい図書館のほうと統合ということで考えておりますので、そのほうから出張貸出し文庫ということで150冊程度を考えております。それと併せて現在楽習館のほうに図書がまだあります。その分の中の、非常に古い本もございますから、その分の整理を行いながら、その中で人気があるもの、これはこれまでの中の司書さんの中での整理を行って、残り500冊は持ってこれるのかなというところで、スペースのほうのレイアウト等を考えるとそのぐらいの冊数を考えているところです。

以上です。

○内野さよ子議員

かなりの650冊という規模になりますが、これまでは司書の方がおいでになったということになりますが、今後は公民館の運営の中でされていくのか、その点だけお願いします。

○中村政文生涯学習課長

今までは図書室ということで楽習館のほうにお借入れをしていただいております。今回からは総合センター内に設置ということになりますから、総合センター内の職員で対応していきたいと考えております。

以上です。

○西山清則議員

この条例についてではございませんけれども、楽習館の1階は今後SAGA2024の国スポ・全障スポの会議室等に使われるということでございますけれども、その後にできれば郷土展示室なんかにご利用していただければということで、御要望です。

○中村政文生涯学習課長

楽習館図書室の跡室の利用は当面の間2024国スポ・全障スポの会議室兼準備室というようなところで取り扱っておきますが、その後ということでございます。その後の利用につきましては、今現在も執り行っています行政改革プランの中での公共施設の在り方についての検討会が進められております。その中での利用ということでありまして、当然ながら町民の方に開放するというようなこととなりますと使用料条例等の見直しも行ってというような対応になってまいりますから、令和3年度から行政改革推進本部の中で十分に検討しておきながら決定をしていきたいと考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第8号「白石町楽習館条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第6

○片渕栄二郎議長

日程第6、議案第9号「白石町図書館運営協議会条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

新旧対照表でお願いいたしますけども、単純な質問なんですけども、ここにゆうあい図書館がありまして、そして先ほどの前項のあれではゆうあい図書館に楽習館を統合するというようなお話でございました。それで、単純な質問でございますけども、図書館と図書室の違いを教えてください。

それと、ここに運営協議会とありますので、運営協議会は何をやっているところなのかをお教えください。2点ですね。

○中村政文生涯学習課長

吉岡議員の質問にお答えいたします。

図書館と図書室の違いは何なのかということでございます。形態からいいますと、確かに一戸建てで館、会館ということもあります。室は館内の中にある1部屋、図書室ということでございます。あと、基本的には司書がいるかいないかというところで館と図書室という分け方となっております。

続きましての御質問でございました、図書館運営協議会はどのようなことを行っているのかということでございます。全体的に申しますと、今現在3図書館、図書室でございます。この円滑な運営を図るために、町民の方々やその中におられます有識者の意見を聞きながら、その当初どういうふうな図書が今からはいいのか、そういうふうな振り分けとか図書を広めるためにはどういうふうな事業を行ったほうがいいのかと、そういうふうな御意見を聞きながら図書館の運営に反映するという意味合いで設置をしております。

以上です。

○吉岡英允議員

図書館と図書室の違い、大体それでいいかなと思います。私も調べたんですけども、司書がいるかいないかというふうな違いが多くはあるというようなことでございました。

運営協議会についてですけども、今度とにかくゆうあい館のほうに楽習館のほうも統合されるというような、総合センターと統合されるということですけども、当然ながら職員の配置が、ゆうあい館の職員はあくまでもゆうあい館の職員と、こっちは公民館の職員さんがいらっしゃると思いますので、図書の本は統合されるんですけども、ニーズとかなんとかをちゃんと把握していただいて、運営協議会と統合されてこっちも一緒に面倒見るじゃなくて、目配り、気配りをしていただいて、運営協議会に代わるようなというか、仕組み的にそこをしっかりとお願いしときたいと思います。

○中村政文生涯学習課長

楽習館の図書室がなくなるということで、そこを今まで御利用になられていた町民さんたちとかが借りに来たときにはそのニーズの対応はちゃんとやってくださいということだと思います。

一つ例を申し上げますと、県立図書館からの借入れとか、そういうものも対応ができるように今準備を進めているところです。あとはゆうあい図書館との統合となりますので、動き方自体としてはゆうあい図書館のほうがリードして図書の配置等も行っていくこととなると思います。

運営協議会の中ではゆうあい図書館と有明公民館の図書室、この2つの報告だけではなくて、総合センター内での図書の動きはございますから、その分は定期的に行っております運営協議会の中では発信をしていって、こういうふうな状態ですよということでお知らせをしていきながら、取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

先ほどの関連にもなってくるんですけども、この図書館という機能については、もちろん本を借りて読む、そこで読むというのはもちろんあるんですが、もう一つの機能としてそこで学習を行うという機能もあります。実際、楽習館のところもこの近辺の子どもたちが例えば通常の学校の終わった後、また終業日に関してはそちらのほうに行って友達と勉強するというのも一つのスペースとして活用されてたということもございます。今回総合センターのほうに機能が移行するということなんですけども、そちらも併せて今後検討していく、整備をしていく必要があるかなというふうに思っていますが、そのあたりの計画についてはどのような形で今予定があるのか、なければどのような思いで進められていくのかというのを少し教えてもらえればと思います。

○中村政文生涯学習課長

図書館機能については学習の場という意味合いもあるのではないかとこのところでございます。確かにそういう機能は十分備えていると思います。利用者等を見ましても、特に夏休みとか2月以降とか、やはり子どもたちの利用は多いというふうに聞いてもおります。それを楽習館の図書室がなくなることについて、総合センターに持ってくるわけですので、その期間内でも総合センター内の利用を開放するといいますか、そういうふうな手だても必要ではないかなと考えてます。どうしても子どもたちの館内利用となりますと、そこでの監視というかそういうふうな目も必要になってまいりますので、その辺は十分協議をしながら対応していこうとは考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第9号「白石町図書館運営協議会条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第7

○片渕栄二郎議長

日程第7、議案第10号「佐賀県市町総合事務組合規約の変更について」議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第10号「佐賀県市町総合事務組合規約の変更について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第8

○片渕栄二郎議長

日程第8、議案第11号「町道路線の認定について」議題とします。

質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

町道に認定したわけですね。それで、今後町が管理するわけですから、どういう整備をしなくちゃいけないのか、計画をしてるのか、具体的に分ければ。

○喜多忠則建設課長

今回町道認定ということで、仮に認定の議決をいただいた後の整備ということの御質問かと思いますが、今、現道が御承知のとおり砂利道ということで、延長としては144メートル程度ありまして、ほとんどが砂利道でございます。幅員については、2メートル70ぐらいの小さな道と、それと広いところでも3.3メートルぐらいの道ということでございますので、まだどういった整備をするかという基本的なことは考えておりませんが、一応今の敷幅ではちょっと小さいなということで、将来的にはいろいろな開発等があればその前後に整備を進めていきたいということで、拡幅あたりも計

画をせんといかんということと、合わせて舗装も整備をせんといかんということで、まだ我々頭の中ではそれくらいで、いっどれだけの整備をするというものはありません。

以上でございます。

○溝上良夫議員

当面急いである必要はないという理解でよろしいのでしょうか。

○喜多忠則建設課長

一応町道についても、予算が厳しい中で未改良のところもいっぱいございまして、なかなか認定をしたからといってすぐということは今のところは難しいなということで思っておりますので、将来的なことということで考えざるを得ないということで思っております。

以上でございます。

○溝口 誠議員

ここに図面がありますけども、この道が非常に狭くて、車がぎりぎりいっぱい状態ですもんね。ここの奥に今新しい住宅ができておりますけども、そこに行くまで非常にぎりぎりいっぱい車が、そういうところで、生活をする上でも非常に不便な状況になっております。それで、将来的にそこら辺をどう、溝上議員と一緒にですけども、まず生活する道路として本当にいいのかなと、今のままで、そういう感じがされますので。

○喜多忠則建設課長

先ほどの終点のところからということで、終点近くに今4棟の住宅が建てられておまして、これを不動産会社のほうと以前協議をして、この道路については都市計画地域でもありますので、今の小さな幅員で、元は2メートル70ぐらいの幅員だったと記憶しておりますが、今現状はそこの終点から曲がり点付近まではやや広い、その部分は上幅で大体4メートルぐらいあるんじゃないかなと思うしております。ですから、終点に出るところはあまり問題ないけど起点的ほうにはなかなか出られないという状況でありますので、その辺はやはり考えていかなければならないと思っております。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第11号「町道路線の認定について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第9

○片渕栄二郎議長

日程第9、議案第12号「町道路線の廃止について」議題とします。

質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

先ほどの議案とまた反対の話になってくるんですけども、町道路線の廃止ということで、今後はこの路線についての維持管理はどうしていくのかというところで質問したいと思います。

実際、距離からすると、大体合計4キロぐらいの道路が廃止されるということで、ただ今後利用される方もいらっしゃるところでどういった形の整備をしていくことが検討されるのかを教えてもらえればと思います。

○喜多忠則建設課長

今回町道の路線の廃止ということで提案しておりまして、その後の利用目的につきましては、農道機能がある道路でございますので、農道として活用していただくものと思っておりますが、一応その前の説明会でもお話をしたとおり、まずもって町道としてこれだけの長い延長の改良はなかなか予算の都合上難しいということで、地区の農地・水の方々からいろいろ御提案をいただいております。何とかそこを整備をできないかということで、両方とも要望路線でございます。それでいろいろ苦肉の策と申しますか、一応農道に下げて、そして農地・水あたりの今ずっと推進をされておる事業でやりたいという声もありまして、それであれば整備も少しは進むだろうということで思っておりますので、こういったことで農道としての整備ということで今後できるものと思っております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第12号「町道路線の廃止について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第10

○片渕栄二郎議長

日程第10、議案第13号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

採決をいたします。

本案は、人権擁護委員候補者に草場加代子氏を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

お諮りします。

議会の意見として、異議なしとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第13号は異議なしと答申することに決定しました。

日程第11

○片渕栄二郎議長

日程第11、議案第14号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

採決をいたします。

本案は、人権擁護委員候補者に石橋京子氏を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

お諮りします。

議会の意見として、異議なしとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第14号は異議なしと答申することに決定しました。

日程第12

○片渕栄二郎議長

日程第12、議案第15号「農業委員会委員の任命について」議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第15号「農業委員会委員の任命について」採決します。

本案は、農業委員会委員として有田勝也氏の任命について議会の同意を求めるものです。この採決は、議員申合せにより無記名投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は議長を除いて15名です。

立会人を指名します。

お諮りします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に大串武次議員、吉岡英允議員の2名を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、立会人に大串武次議員、吉岡英允議員の2名を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載をお願いします。なお、白票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

大串武次議員、吉岡英允議員は開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

立会人は議席にお戻りください。

投票の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票。無効投票0票。

有効投票中、賛成15票。反対0票。

以上のとおり全員賛成です。よって、議案第15号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

以上で本日の議事日程は終了しました。

15日月曜日からは一般質問となっております。

本日はこれにて散会します。

10時35分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年3月12日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 内 野 さよ子

署 名 議 員 西 山 清 則

事 務 局 長 小 柳 八 束